

平成 30 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
はじめに	(略) なお、国の指針については、原子力規制委員会のもと、最新の科学的知見により見直され、<u>平成 25 年 6 月 5 日、同年 9 月 5 日、平成 27 年 4 月 22 日、同年 8 月 26 日、平成 28 年 3 月 1 日、平成 29 年 3 月 22 日及び同年 7 月 5 日（全部改正）</u>に改定されている。 本計画についても改定指針に準拠し<u>修正しており</u>、今後も見直し検討を行っていく。	(略) なお、国の指針については、原子力規制委員会のもと、最新の科学的知見により見直され<u>ており</u>、本計画についても改定指針に準拠し、今後も見直し検討を行っていく。	記述の整理
4	第 4 節 計画の作成又は修正に際し準拠すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」<u>（平成 29 年 7 月 5 日（全部改正））</u>に準拠する。	第 4 節 計画の作成又は修正に際し準拠すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」<u>（平成 30 年 10 月 1 日（一部改正））</u>に準拠する。	原子力災害対策指針の改正
5	5.1 放射性物質の放出形態 原子炉施設<u>等では</u>、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が<u>施設外</u>の周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の<u>放射性物質である</u>放射性ヨウ素<u>のほか、放射性セシウムなど常温で固体の放射性物質を含む大気</u>中に浮遊する微粒子等がある。 <u>放出されたこれらの放射性物質は、プルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）</u>となり、移動距離が長くなる場合は、拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合<u>の地表への沈着、土壌や瓦礫等に付着した放射性物質</u>の飛散や流出に特別な留意が必要である。 実際、平成 23 年 3 月に発生した福島第一原発事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、<u>放射性希ガス、放射性ヨウ素、</u>放射性セシウ	5.1 想定される放射性物質の放出形態 <u>原子力災害対策指針第 1 (2) ① (i) 「原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態」</u> 原子炉施設<u>においては</u>、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、<u>気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）</u>等がある。<u>これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）</u>となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。 また、特に降雨雪がある場合<u>には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの</u>飛散や流出には特別な留意が必要である。 実際、平成 23 年 3 月に発生した福島第一原発事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気	原子力災害対策指針を引用

平成 3 0 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																		
	ム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であること <u>に</u> 十分留意する必要がある。	環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であること <u>を</u> 十分考慮する必要がある。																																			
5	5.2.1 外部被ばく 外部被ばくとは、体外から放射線を受ける <u>被ばくの</u> ことである。 5.2.2 内部被ばく 内部被ばくとは、吸入、経口摂取等により <u>放射性物質を</u> 体内に取り込み、 <u>その放射性物質が生体内に分布し、体内の組織や臓器が</u> 放射線を受ける <u>被ばくの</u> ことである。	5.2.1 外部被ばく 外部被ばくとは、体外 <u>にある放射線源</u> から放射線を受けることである。 5.2.2 内部被ばく 内部被ばくとは、 <u>放射性物質を</u> 吸入、経口摂取等により体内に取り込み、 <u>体内にある放射線源</u> から放射線を受けることである。	原子力災害対策指針を引用																																		
5	(参考) 関西電力㈱ 大飯発電所の出力規模 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号機</th><th>原子炉</th><th>定格出力</th><th>運転開始</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号機</td><td rowspan="4">加圧水型軽水炉 (PWR)</td><td>117.5 万 kW</td><td>昭和 54 年 3 月</td></tr> <tr> <td>2号機</td><td>117.5 万 kW</td><td>昭和 54 年 12 月</td></tr> <tr> <td>3号機</td><td>118 万 kW</td><td>平成 3 年 12 月</td></tr> <tr> <td>4号機</td><td>118 万 kW</td><td>平成 5 年 2 月</td></tr> </tbody> </table>	号機	原子炉	定格出力	運転開始	1号機	加圧水型軽水炉 (PWR)	117.5 万 kW	昭和 54 年 3 月	2号機	117.5 万 kW	昭和 54 年 12 月	3号機	118 万 kW	平成 3 年 12 月	4号機	118 万 kW	平成 5 年 2 月	<u>表 1. 6. 2</u> 関西電力㈱ 大飯発電所の出力規模 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号機</th><th>原子炉</th><th>定格出力</th><th>運転開始</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号機※</td><td rowspan="4">加圧水型軽水炉 (PWR)</td><td><u>(117.5 万 kW)</u></td><td>昭和 54 年 3 月</td></tr> <tr> <td>2号機※</td><td><u>(117.5 万 kW)</u></td><td>昭和 54 年 12 月</td></tr> <tr> <td>3号機</td><td>118 万 kW</td><td>平成 3 年 12 月</td></tr> <tr> <td>4号機</td><td>118 万 kW</td><td>平成 5 年 2 月</td></tr> </tbody> </table> ※平成 3 0 年 3 月 1 日に運転終了	号機	原子炉	定格出力	運転開始	1号機※	加圧水型軽水炉 (PWR)	<u>(117.5 万 kW)</u>	昭和 54 年 3 月	2号機※	<u>(117.5 万 kW)</u>	昭和 54 年 12 月	3号機	118 万 kW	平成 3 年 12 月	4号機	118 万 kW	平成 5 年 2 月	大飯発電所 1, 2 号機の廃止（発電事業変更届）
号機	原子炉	定格出力	運転開始																																		
1号機	加圧水型軽水炉 (PWR)	117.5 万 kW	昭和 54 年 3 月																																		
2号機		117.5 万 kW	昭和 54 年 12 月																																		
3号機		118 万 kW	平成 3 年 12 月																																		
4号機		118 万 kW	平成 5 年 2 月																																		
号機	原子炉	定格出力	運転開始																																		
1号機※	加圧水型軽水炉 (PWR)	<u>(117.5 万 kW)</u>	昭和 54 年 3 月																																		
2号機※		<u>(117.5 万 kW)</u>	昭和 54 年 12 月																																		
3号機		118 万 kW	平成 3 年 12 月																																		
4号機		118 万 kW	平成 5 年 2 月																																		

平成 30 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																						
6	6.1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone） 原子力施設から概ね半径 5 km を目安とされているが、京都市域には該当区域はない。 6.2 緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action planning Zone） 原子力災害対策指針の規定に準拠するとともに、国の放射性物質拡散シミュレーション結果を考慮し、住民の安全を最大限確保するため、関西電力株式会社大飯発電所（以下「大飯発電所」という。）から半径 32.5 km 圏域を含む地域を UPZ とする。	6.1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone） <u>PAZ とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。</u> 原子力施設から概ね半径 5 km を目安とされているが、京都市域には該当区域はない。 6.2 緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action planning Zone） <u>UPZ とは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。</u> 原子力災害対策指針の規定に準拠するとともに、国の放射性物質拡散シミュレーション結果を考慮し、住民の安全を最大限確保するため、関西電力株式会社（以下「関西電力㈱」という。）の大飯発電所から半径 32.5 km 圏域を含む地域を UPZ とする。	原子力災害対策指針の改正（追記）及び記述整理																																						
6	表 1.6.1 資料：住民基本台帳（平成 29 年 10 月 1 日） <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区名</th><th>地 域</th><th>世帯数（世帯）</th><th>人口（人）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左京区</td><td>久 多</td><td>57</td><td>95</td></tr> <tr> <td>広河原</td><td>42</td><td>121</td></tr> <tr> <td>右京区</td><td>京北上弓削町上川行政区</td><td>53</td><td>95</td></tr> <tr> <td colspan="2">計</td><td>152</td><td>311</td></tr> </tbody> </table>	行政区名	地 域	世帯数（世帯）	人口（人）	左京区	久 多	57	95	広河原	42	121	右京区	京北上弓削町上川行政区	53	95	計		152	311	表 1.6.1 資料：住民基本台帳（平成 30 年 10 月 1 日） <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区名</th><th>地 域</th><th>世帯数（世帯）</th><th>人口（人）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左京区</td><td>久 多</td><td>52</td><td>90</td></tr> <tr> <td>広河原</td><td>39</td><td>115</td></tr> <tr> <td>右京区</td><td>京北上弓削町上川行政区</td><td>51</td><td>84</td></tr> <tr> <td colspan="2">計</td><td>142</td><td>289</td></tr> </tbody> </table>	行政区名	地 域	世帯数（世帯）	人口（人）	左京区	久 多	52	90	広河原	39	115	右京区	京北上弓削町上川行政区	51	84	計		142	289	時点修正
行政区名	地 域	世帯数（世帯）	人口（人）																																						
左京区	久 多	57	95																																						
	広河原	42	121																																						
右京区	京北上弓削町上川行政区	53	95																																						
計		152	311																																						
行政区名	地 域	世帯数（世帯）	人口（人）																																						
左京区	久 多	52	90																																						
	広河原	39	115																																						
右京区	京北上弓削町上川行政区	51	84																																						
計		142	289																																						

平成 3 0 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
7	7.1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の実施 P A Z <u>以遠</u> においても、国の指示により、原子力施設で発生した事態の規模や時間的推移に応じて、段階的に避難措置等の防護措置を実施することとなる。	7.1 原子力施設の状態に応じた防護措置の実施 P A Z <u>の範囲外</u> においても、国の指示により、原子力施設で発生した事態の規模や時間的推移に応じて、段階的に避難措置等の防護措置を実施することとなる。	字句修正
7	7.1.1 緊急事態区分の具体的な判断基準 (略) 各 <u>発電用原子炉</u> の特性及び立地地域の状況に応じた E A L の設定については、原子力規制委員会が示す E A L の枠組みに基づき、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画（大飯発電所原子力事業者防災業務計画）に定めている。	7.1.1 緊急事態区分の具体的な判断基準 (略) 各 <u>原子力施設</u> の特性及び立地地域の状況に応じた E A L の設定については、原子力規制委員会が示す E A L の枠組みに基づき、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画（大飯発電所原子力事業者防災業務計画）に定めている。	字句修正
8	(4) 全面緊急事態 全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、 <u>確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から</u> 、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。	(4) 全面緊急事態 全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、 <u>重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため</u> 、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。	原子力災害対策指針の改正
12	7.2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施 京都市は、放射性物質が環境へ放出された場合には、U P Z を中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）に照らし、必要な防護措置を実施する。	7.2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施 京都市は、放射性物質が環境へ放出された場合には、U P Z を中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（ <u>Operational Intervention Level</u> 。以下「O I L」という。）に照らし、必要な防護措置を実施する。	補記

平成 30 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																						
17	1.1.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、 <u>関西電力株式会社（以下「関西電力（株）」という。）</u> が作成又は修正しようとする大飯発電所原子力事業者防災業務計画について、原災法第7条第2項の規定に基づき、京都府から意見聴取を受けた時は、京都市地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答する。	1.1.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、関西電力（株）が作成又は修正しようとする大飯発電所原子力事業者防災業務計画について、原災法第7条第2項の規定に基づき、京都府から意見聴取を受けた時は、京都市地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答する。	記述整理																						
21	<table><tr><th colspan="2">表 2.5.1 整備を行うべき資料</th></tr><tr><td rowspan="2">② 社会環境に関する資料</td><td>ア ～カ（略）</td></tr><tr><td><u>キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水,食料及び機器保守サービスの調達方法</u></td></tr><tr><td rowspan="4">③放射性物質及び放射線の影響</td><td>ア （略）</td></tr><tr><td><u>イ 線量推定計算に関する資料</u></td></tr><tr><td><u>ウ 平常時環境放射線モニタリングに関する資料</u></td></tr><tr><td><u>エ 周辺地域の水源地,飲料水供給施設状況等に関する資料</u></td></tr><tr><td></td><td><u>オ 農林水産物の生産及び出荷状況</u></td></tr></table>	表 2.5.1 整備を行うべき資料		② 社会環境に関する資料	ア ～カ（略）	<u>キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水,食料及び機器保守サービスの調達方法</u>	③放射性物質及び放射線の影響	ア （略）	<u>イ 線量推定計算に関する資料</u>	<u>ウ 平常時環境放射線モニタリングに関する資料</u>	<u>エ 周辺地域の水源地,飲料水供給施設状況等に関する資料</u>		<u>オ 農林水産物の生産及び出荷状況</u>	<table><tr><th colspan="2">表 2.5.1 整備を行うべき資料</th></tr><tr><td rowspan="2">② 社会環境に関する資料</td><td>ア ～カ（略）</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td rowspan="4">③放射性物質及び放射線の影響</td><td>ア （略）</td></tr><tr><td><u>イ 環境放射線モニタリングに関する資料</u></td></tr><tr><td><u>ウ 周辺地域の水源地,飲料水供給施設状況等に関する資料</u></td></tr><tr><td><u>エ 農林水産物の生産及び出荷状況</u></td></tr></table>	表 2.5.1 整備を行うべき資料		② 社会環境に関する資料	ア ～カ（略）		③放射性物質及び放射線の影響	ア （略）	<u>イ 環境放射線モニタリングに関する資料</u>	<u>ウ 周辺地域の水源地,飲料水供給施設状況等に関する資料</u>	<u>エ 農林水産物の生産及び出荷状況</u>	整備を行うべき資料の整理
表 2.5.1 整備を行うべき資料																									
② 社会環境に関する資料	ア ～カ（略）																								
	<u>キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水,食料及び機器保守サービスの調達方法</u>																								
③放射性物質及び放射線の影響	ア （略）																								
	<u>イ 線量推定計算に関する資料</u>																								
	<u>ウ 平常時環境放射線モニタリングに関する資料</u>																								
	<u>エ 周辺地域の水源地,飲料水供給施設状況等に関する資料</u>																								
	<u>オ 農林水産物の生産及び出荷状況</u>																								
表 2.5.1 整備を行うべき資料																									
② 社会環境に関する資料	ア ～カ（略）																								
③放射性物質及び放射線の影響	ア （略）																								
	<u>イ 環境放射線モニタリングに関する資料</u>																								
	<u>ウ 周辺地域の水源地,飲料水供給施設状況等に関する資料</u>																								
	<u>エ 農林水産物の生産及び出荷状況</u>																								
21	<u>（新設）</u>	<u>5.3.1 専用回線網の活用</u> <u>京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、府が国と連携して整備した、国及び府と府内関係市町との間の専用回線網の活用に努める。</u> <u>（以降、番号を繰り上げる）</u>	府地域防災計画と整合																						
22	<u>（新設）</u>	<u>5.4 住民への情報伝達手段の整備</u> <u>5.4.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、緊急事態におけるUPZ内住民への情報伝達手段として、屋外スピーカー・防災ラジオを整備する。</u>	屋外スピーカー等の整備																						

平成 30 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
28-29	<u>図 2.6.1 情報収集事態発生時に係る連絡系統図</u> (図略) <u>図 2.6.2 警戒事態発生時に係る連絡系統図</u> (図略) <u>図 2.6.3 施設敷地緊急事態発生通報時に係る連絡系統図</u> (図略) (図中) <u>原子力規制庁緊急事案対策室（原子力規制委員会）</u> <u>防衛省運用企画局運用支援課</u>	第 3 章 1.2 施設敷地緊急事態等発生後の応急対策活動情報, 被害情報等を連絡する <u>図 1.1.1 情報収集事態及び警戒事態発生時に係る連絡系統図</u> (図略) <u>図 1.1.2 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生通報時に係る連絡系統図</u> (図略) (図中) <u>原子力規制委員会緊急時対応センター（ERC）</u> <u>防衛省統合幕僚監部参事官付</u>	連絡系統図を整理及び組織改正
33	7.6.1 京都市《区役所, 消防局》は, 屋内退避, 避難の勧告又は指示等を行った場合において, 住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。	7.6.1 京都市《区役所, 消防局》は, 屋内退避, 避難<u>のための立退き</u>の勧告又は指示等を行った場合において, 住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。	字句修正
38	10.1.2 複合災害における情報伝達体制の確保, 必要な施設・装備の整備 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は, 地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに, 住民等への的確な情報を常に伝達できるよう, 防災行政無線, 衛星携帯電話, その他必要な施設, 装備の整備を図る。	10.1.2 複合災害における情報伝達体制の確保, 必要な施設・装備の整備 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は, 地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに, 住民等への的確な情報を常に伝達できるよう, <u>UPZ内における屋外スピーカー・防災ラジオ</u>, 防災行政無線, 衛星携帯電話, その他必要な施設, 装備の整備を図る。	屋外スピーカー等の整備
39	10.1.5 多様なメディアの活用体制の整備 京都市《行財政局（防災危機管理室）, 総合企画局》は, 放送事業者, 通信社, 新聞社等の報道機関と協力し, ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報, <u>広報用電光掲示板, CATV</u>, 携帯端末の緊急速報メール機能等, 多様なメディアの活用体制の整備に努める。	10.1.5 多様なメディアの活用体制の整備 京都市《行財政局（防災危機管理室）, 総合企画局》は, 放送事業者, 通信社, 新聞社等の報道機関と協力し, ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報, 携帯端末の緊急速報メール機能等, 多様なメディアの活用体制の整備に努める。	活用するメディアの整理

平成 30 年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																														
53	<u>表 3.2.1 京都市の警戒態勢</u> (表略)	(削除)	重複のため削除																														
63	子ども若者はぐくみ部 <table><tr><td colspan="3" rowspan="2">所掌事務</td><td colspan="3">記載箇所</td></tr><tr><td>章</td><td>節</td><td>項</td></tr><tr><td><u>自 発 的 支 援 の 受 入 れ 等</u></td><td><u>ボランティア の受入体制の 確保</u></td><td><u>ボランティアの受入 体制の確保</u></td><td><u>3</u></td><td><u>11</u></td><td><u>11.1</u></td></tr></table>	所掌事務			記載箇所			章	節	項	<u>自 発 的 支 援 の 受 入 れ 等</u>	<u>ボランティア の受入体制の 確保</u>	<u>ボランティアの受入 体制の確保</u>	<u>3</u>	<u>11</u>	<u>11.1</u>	子ども若者はぐくみ部 <table><tr><td colspan="3" rowspan="2">所掌事務</td><td colspan="3">記載箇所</td></tr><tr><td>章</td><td>節</td><td>項</td></tr><tr><td colspan="6"><u>(削除)</u></td></tr></table>	所掌事務			記載箇所			章	節	項	<u>(削除)</u>						所掌事務 の整理
所掌事務					記載箇所																												
			章	節	項																												
<u>自 発 的 支 援 の 受 入 れ 等</u>	<u>ボランティア の受入体制の 確保</u>	<u>ボランティアの受入 体制の確保</u>	<u>3</u>	<u>11</u>	<u>11.1</u>																												
所掌事務			記載箇所																														
			章	節	項																												
<u>(削除)</u>																																	
70	3.1.2 屋内退避又は避難の勧告又は指示等の連絡及び注意喚起を行う	3.1.2 屋内退避又は避難 <u>のための立退き</u> の勧告又は指示等の連絡及び注意喚起を行う	字句修正																														
90	■ 役割分担 <table><tr><td>応急対策項目</td><td>担当</td><td>分担内容</td></tr><tr><td>11.1 ボランティアの受入体制の確保に努める</td><td>文化市民部 保健福祉部 <u>子ども若者はぐくみ部</u> 区本部</td><td>11.1.1 ボランティアの受入体制の確保に努める</td></tr></table> 11.1 ボランティアの受入体制の確保に努める 11.1.1 京都市《文化市民部，保健福祉部，<u>子ども若者はぐくみ部</u>，区本部》は，国，京都府及び関係団体と相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入体制を確保するよう努める。	応急対策項目	担当	分担内容	11.1 ボランティアの受入体制の確保に努める	文化市民部 保健福祉部 <u>子ども若者はぐくみ部</u> 区本部	11.1.1 ボランティアの受入体制の確保に努める	■ 役割分担 <table><tr><td>応急対策項目</td><td>担当</td><td>分担内容</td></tr><tr><td>11.1 ボランティアの受入体制の確保に努める</td><td>文化市民部 保健福祉部 区本部</td><td>11.1.1 ボランティアの受入体制の確保に努める</td></tr></table> 11.1 ボランティアの受入体制の確保に努める 11.1.1 京都市《文化市民部，保健福祉部，区本部》は，国，京都府及び関係団体と相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入体制を確保するよう努める。	応急対策項目	担当	分担内容	11.1 ボランティアの受入体制の確保に努める	文化市民部 保健福祉部 区本部	11.1.1 ボランティアの受入体制の確保に努める	所掌事務 の整理																		
応急対策項目	担当	分担内容																															
11.1 ボランティアの受入体制の確保に努める	文化市民部 保健福祉部 <u>子ども若者はぐくみ部</u> 区本部	11.1.1 ボランティアの受入体制の確保に努める																															
応急対策項目	担当	分担内容																															
11.1 ボランティアの受入体制の確保に努める	文化市民部 保健福祉部 区本部	11.1.1 ボランティアの受入体制の確保に努める																															

（その他の修正） 従前の原子力災害対策指針の改正により，用語の修正があったものの修正もれ

- 緊急時防護措置を準備する区域 ⇒ 緊急防護措置を準備する区域
- 被ばく医療機関 ⇒ 原子力災害医療機関